

長野県救急医療機能評価委員会設置要綱

(設置)

第1 救命救急センターの機能評価等、県内の救急医療について機能評価を行うため、長野県救急医療機能評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 委員会は9人以内で構成し、委員は次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 救急医療に精通した医師
- (2) 地域医療に精通した医師
- (3) 地域医療に精通した看護師
- (4) 救急業務に関係する職種の者、その他知事が必要と認める者

(任期)

第3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第4 委員は、次に掲げる事項について評価等を行う。

- (1) 既設救命救急センターの設置効果と運用実績・機能に関する事項
- (2) 救命救急センター設置予定施設の機能と実績に関する事項
- (3) 救命救急センターの設置と運用に係る将来構想に関する事項
- (4) その他、知事が必要と認める救急医療施設と体制に係る事項

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長を置き、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。

(会議)

第6 会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月12日から施行する。